

食品安全委員会（第678回会合）議事概要

日 時:平成29年12月19日（火） 14:00~14:46
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか5名出席
傍聴者:報道1名、行政機関0名、一般6名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について ・対象外物質「メチオニン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかである。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・添加物「硫酸アルミニウムアンモニウム、硫酸アルミニウムカリウム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて、アルミニウムの耐容週間摂取量（TWI）を2.1 mg/kg 体重/週と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(2) 食品安全基本法23条第1項第2号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について ・「アルミニウム」について

→事務局から説明。

「添加物「硫酸アルミニウムアンモニウム、硫酸アルミニウムカリウム」に係る食品健康影響評価におけるこれらの知見に係る評価をもって、アルミニウムに係る食品健康影響評価に充てることとする。」とされ、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について ・「亜鉛」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について ・「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。